

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の 要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)(※注)
措置の 義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告

注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

注：なお、事業所等で実施されるこれらの取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。

(事業者等の皆様へ)

改正水防法のポイント

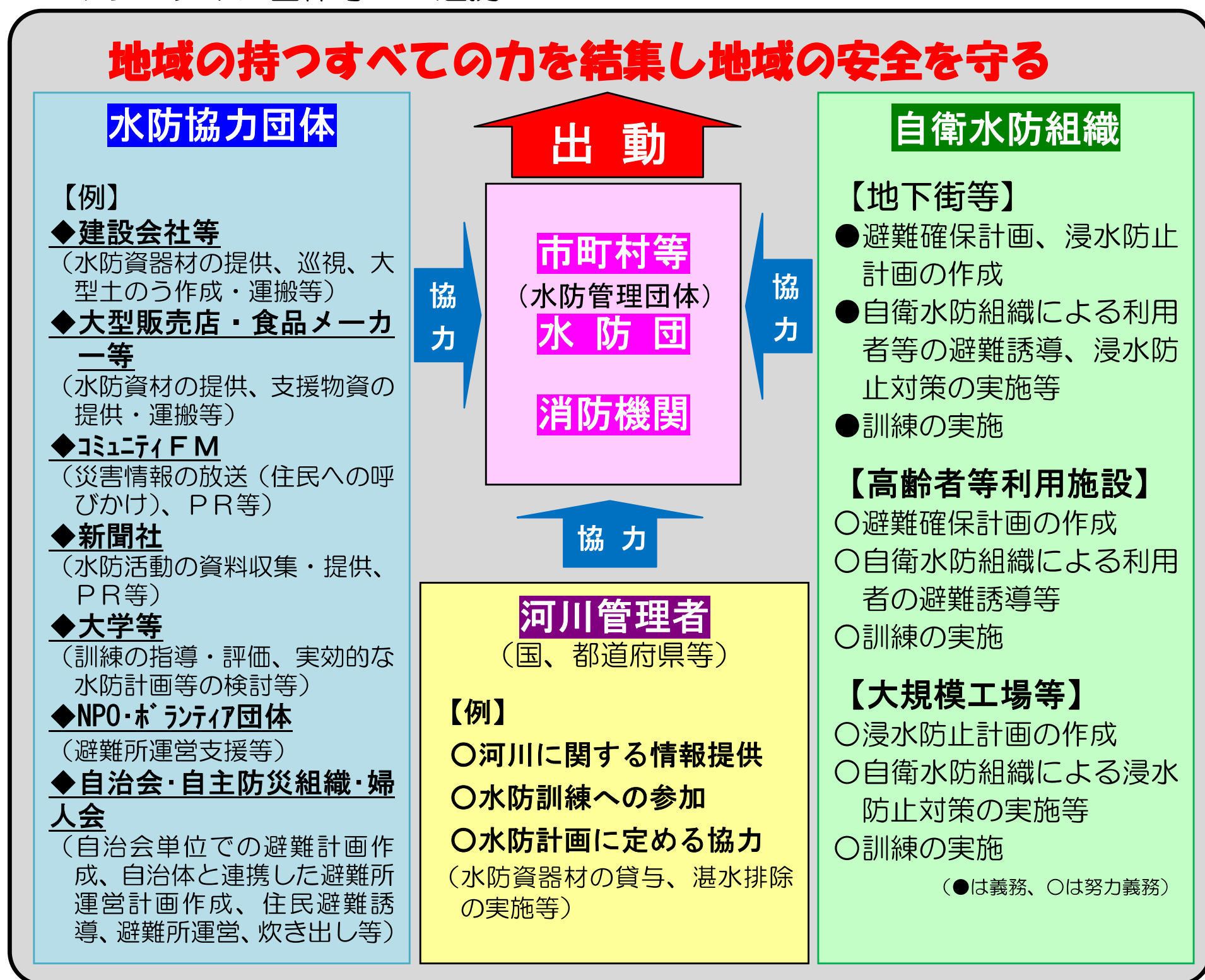
～多様な主体の参画による水防体制の一層の充実～

1. 改正の趣旨

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図る。

2. 改正の概要

- ① 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力
- ② 浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進
- ③ 水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携



平成25年6月
国土交通省水管理・国土保全局

概要① ～水防計画に基づく河川管理者の水防への協力～

- 河川管理者と協議の上、都道府県や水防管理者の定める水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力内容を位置づけることとしました。
- 市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、河川管理者から関係市町村長に対し洪水予報等の情報を直接伝達することとしました。
(従前は、河川管理者から都道府県経由で水防管理団体に伝達)

○河川管理者の水防活動への協力事例

出水時の河川管理者からの 情報提供



水防訓練への参加



河川管理者による水防 資器材の貸与



これら協力内容を、河川管理者と協議の上、水防計画に位置づけ

概要② ～浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進～

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) (※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり 構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告

※注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの



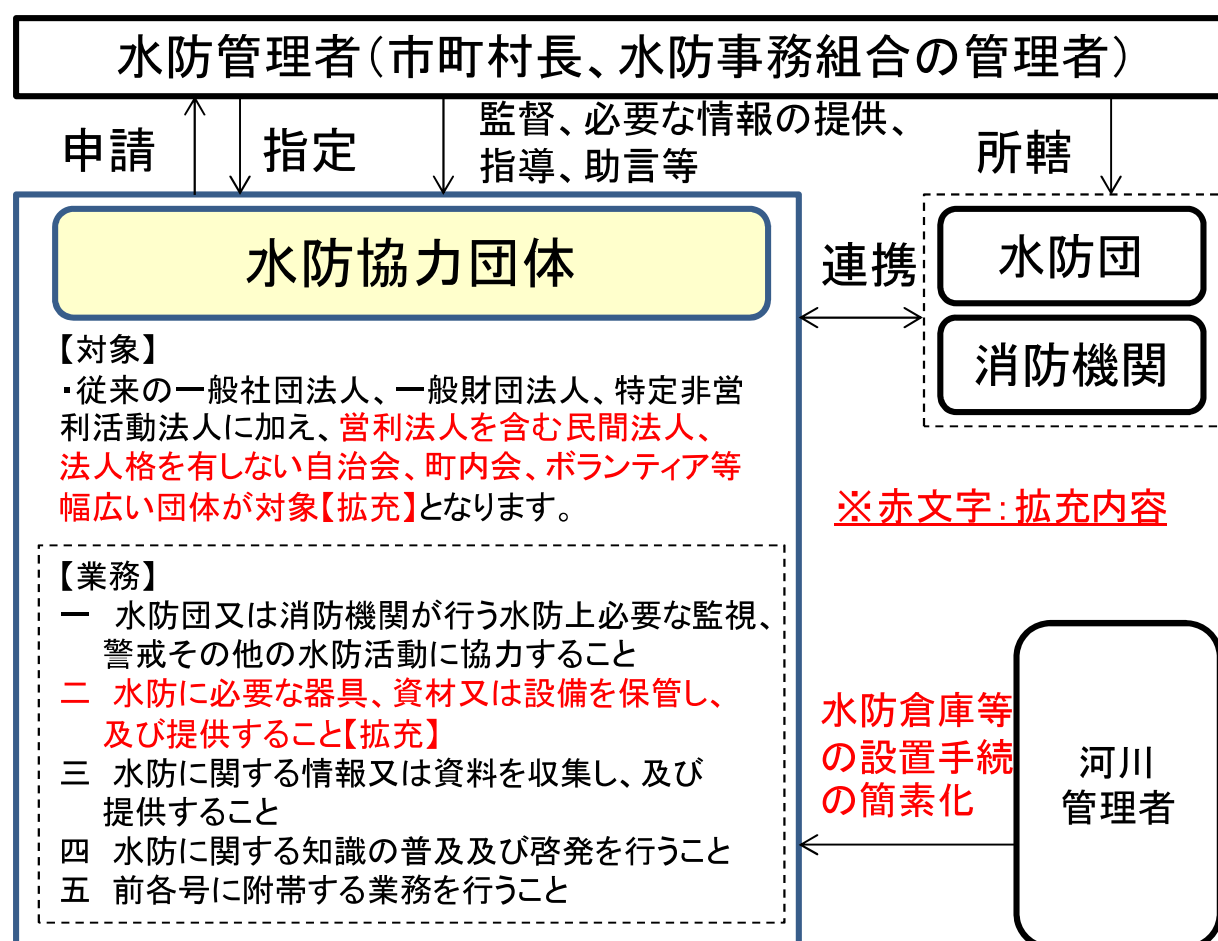
【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

◆なお、事業所等で実施されるこれらの取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。

概要③ ～水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携～

- 水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」について、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等も対象とし、対象業務として水防資器材の保管・提供を追加しました。
- 水防協力団体による河川区域内的の水防倉庫等の設置について手続を簡素化しました。(河川管理者との協議成立で土地の占用許可と見なす規定の追加)



例えば、以下のことが期待されます。



自治会、町内会、婦人会、自主防災組織等が水防協力団体として、水防演習や水防の普及啓発活動を実施



水防協力団体となった企業からの重機の提供等の円滑化

- ◆なお、水防協力団体が実施する取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、市町村を通じて支援を受けることができます。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室 舩田、岡崎
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話 03-5253-8111(代表) 03-5253-8460(直通)

(平成25年6月作成)

新潟市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途 及び規模を定める条例について

1. 経 緯

- ・ H25.6 月の水防法改正により、浸水想定区域内の大規模工場等（所有者又は管理者から申出があり、地域防災計画に定められたもの。）について、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織を設置した場合の市長への報告が 努力義務 として定められました。（別紙資料「改正水防法のポイント」を参照してください。）
- ・ 法律では、大規模工場等を「大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。」と定めています。
- ・ また、国土交通省令では、大規模工場を「工場，作業場又は倉庫で、延べ面積が 10,000m² 以上のものであることとする。」と定めています。
- ・ このことから、新潟市の実情に合わせ、大規模工場等に関する基準を設定し、条例として制定する ものです。

2. 条例で定める基準

(1)用途について

- ・ 水防法の改正主旨であるサプライチェーンの寸断による社会経済的な被害を軽減するため、サプライチェーンに関連するものとして小売店舗を除く「工場，作業場又は倉庫」とします。（国土交通省令のとおり）

(2)規模について

- ・ 国の参酌基準の設定方法と同様の方法で新潟市を算出し、「延べ面積 5,000m² 以上」とします。（工業統計調査の集計から、市全体の製造品出荷額等の合計のうち、約 5 割の出荷額等を占める事業所が「延べ面積 5,000m² 以上」です。）

3. 条例が制定されたら

- (1) 上記基準に該当する施設の 所有者又は管理者から申出があった場合、施設の名称及び所在地を新潟市地域防災計画に定めます。（＝記載します。）

※申出がなければ地域防災計画には定めません。

- (2) その後、努力義務となります が、「浸水防止計画の作成」、「自衛水防組織による浸水防止対策の実施等」、「訓練の実施」をお願いいたします。

【サポート体制】

国の河川事務所において、事業者の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行っておりますので、ご活用ください。